

公 告

建物等解体条件付き土地の売却（旧朝日公民館等）について、公募型プロポーザル方式による選定を行いますので、提出方法及び受付の期間を次のとおり公告します。

令和6年9月6日

武雄市長 小 松



1 売却の概要

(1) 売 主 武雄市（総務部財政課）

(2) 売却及び解体物件

(ア)売却する土地の概要

土地	土地の所在	地目	地籍（実測）
	武雄市朝日町大字甘久字八幡平 2723 番 1	宅地	登記簿 2, 308.77 m ² 実 測 2, 308.77 m ²
	武雄市朝日町大字甘久字八幡平 2721 番	宅地	登記簿 305.86 m ² 実 測 308.30 m ²
	武雄市朝日町大字甘久字八幡平 2722 番 1	宅地	登記簿 162.39 m ² 実 測 162.39 m ²
	合 計	宅地	登記簿 2, 777.02 m ² 実 測 2, 779.46 m ²

(イ)解体撤去の対象となる建物の概要（※建物は売却物件ではありません）

建物	建物所在	家屋番号	用途
(1)	武雄市朝日町大字甘久 2723 番 1	未登記	旧朝日公民館
	構造	建築年	延床面積
	鉄筋コンクリート造平家建	S54	669.45 m ²
	建物は解体条件付きとなる。		

建物	建物所在	家屋番号	用途
(2)	武雄市朝日町大字甘久 2722 番 1	未登記	消防格納庫
	構造	建築年	延床面積
	木造セメント瓦平家建	S40	40.50 m ²
	建物は解体条件付きとなる。		

建物 (3)	建物所在	家屋番号	用途
	武雄市朝日町大字廿久 2 7 2 3 番 1	未登記	屋外倉庫
	構造	建築年	延床面積
	鉄骨造折板葺平家建	不明	25.92 m ²
	建物は解体条件付きとなる。		

建物 (4)	建物所在	家屋番号	用途
	武雄市朝日町大字廿久 2 7 2 1 番	未登記	小屋
	構造	建築年	延床面積
	木造小波鉄板葺平家建	不明	9.6 m ²
	建物は解体条件付きとなる。		

※詳細については、「物件説明書」等を確認すること。

- (3) 予定価格 △1, 700, 000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※予定価格は、土地更地評価額から建物等解体撤去総統費を控除した額で設定している。

- (4) 企画・提案上の条件

- (1) 子ども達が放課後等に安心して過ごせる居場所や子育て世代の交流や就学前の子ども達の安心・安全な居場所等、子育て支援の向上が図られる事業を実施すること。
- (2) 事業開始年度を令和9年3月31日（令和8年度内）までに着手とすること。
- (3) (1) で示す事業を実施する上で、余剰地が生じる場合は、土地全体の有効活用を図るため、他の事業を提案することも可能とする。

※詳細は応募要領「10 プロポーザルの参加意思表明書及び価格提案・企画提案書等について」を参照すること。

2 スケジュール

項目	日程
参加募集の公告（応募要領の配布開始）	令和6年9月6日（金）
現地説明	令和6年9月17日（火）
質問書の受付	令和6年9月18日（水） ～令和6年9月20日（金）
質問書に対する回答	令和6年9月27日（金）まで
参加意思表明書の提出	令和6年9月18日（水） ～令和6年10月8日（火）
価格提案書・企画提案書等の提出	令和6年10月7日（月） ～令和6年11月8日（金）
プレゼンテーション	令和6年11月22日（金）
選考・優先交渉権者の通知	令和6年11月中
仮契約の締結	市有財産売却決定通知書の日から 5日以内
売買代金の納付	売買仮契約締結時から30日以内 （入札価格がプラスの場合）

所有権移転登記	売買代金納入確認し議会承認後 (入札価格がプラスの場合) 土地譲渡仮契約締結後に議会承認後 (入札価格がマイナスの場合)
買受人（又は譲受人）による建物等の解体・撤去	所有権移転の日から１年以内
市による建物等解体負担金の支払い	建物等解体撤去完了確認後 (入札価格がマイナスの場合)
企画提案事業の着手	建物等の解体・撤去を完了確認の日から令和９年３月３１日まで

3 参加資格等

応募の資格がある事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 日本国内に事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に規定する更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 経営者、役員及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。
- (5) 公募型プロポーザル参加申込み時直前の決算手続が終了している決算日を含む決算年度の法人事業税（地方法人特別税を含む。）、法人税、消費税及び地方消費税について、第１２項に規定する参加申込み時点で未納額がないこと。
- (6) 土地の所有権移転の日から１年以内に、売却する土地にある解体撤去の対象となる建物等の撤去・解体が完了できる者。
- (7) 「１(4) 企画・提案上の条件」に合致する土地の利用ができる者。
- (8) 「１(4) 企画・提案上の条件」に合致する土地の利用開始が令和９年３月３１日（令和８年度内）までにできる者

4 現地説明会の日時及び場所

(1)説明日時	令和６年９月１７日（火）午後３時
(2)予約方法	事前に「１３ 問い合わせ先」まで電話連絡、FAX 等にて申し込むこと。
(3)申込書	別紙の現地説明参加書（様式第１２号）を、当日までに FAX 等にて提出すること。
(4)現地説明	現地集合・現地解散とする。

5 質問票の受付

(1)受付方法	様式第13号の「質問票」を用いて「13 問い合わせ先」まで電子メール又はFAXで質問すること。 電子メール又はFAXの送信後、電話で受信確認をすること。
(2)受付期間	令和6年9月18日（水）～9月20日（金）
(3)回答	令和6年9月27日（金）までに財政課ホームページにて回答する。

6 参加意思表明書の提出

(1)受付期間	令和6年9月18日（水）～令和6年10月8日（火）
(2)提出書類	各様式第1号～第4号（参加意思表明書、会社概要・事業経歴書、誓約書、役員名簿） 及び必要書類（印鑑登録証明書、法人登記事項証明書、定款、武雄市に対して税の滞納のない証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書、決算書）
(3)提出方法	提出は「13 問い合わせ先」まで郵送もしくは窓口持参とする。

7 価格提案書・企画提案書等の提出

(1)受付期間	令和6年10月7日（月）～令和6年11月8日（金）
(2)提出書類	各様式第5号～10号（価格提案書、企画提案書表紙、事業計画概要書、提案事業の内容、提案事業の実現性・継続性、地域住民への配慮）
(3)提出方法	提出は「13 問い合わせ先」まで郵送もしくは窓口持参とする。

8 審査方法及び審査手順

(1) 審査方法

事業者から提出された参加意思表明書関係書類、価格提案書及び企画提案書等の内容を、庁内外で構成する選定委員会において、審査基準に照らし合わせて審査した上で、売却物件を売却するのに最も適切であると判断した事業者を決定する。

審査基準の詳細は応募要領「11 審査基準・審査方法等」を参照すること。

(2) 審査手順

審査は以下の①、②の手順で実施する。

① 資格審査 …一次審査として応募資格の有無を確認する。事務局にて書類を確認する。

② 提案審査 …二次審査として事業提案者の提案内容を、審査基準に基づき審査する。庁内外の選定委員により審査する。

9 優先交渉権者及び選考結果の通知

- (1) 審査の結果は、令和6年11月中に、書面により優先交渉権者を全ての応募事業者に対し通知する。
- (2) 選定結果および選考の経過についての問合せは、通知の日から起算して5日以内（市の閉庁日を除く。）に財政課に説明を求めることができる。

10 審査結果等の公表

このプロポーザルは財政課において、選定委員による審査結果を、建物解体条件付き土地売買仮契約又は建物解体条件付き土地譲渡仮契約締結後に武雄市財政課ホームページで公表する。なお、公表内容は次のとおりとする。

- ・このプロポーザルにかかる土地売買仮契約又は土地譲渡仮契約の相手方
- ・価格提案額
- ・このプロポーザルの全参加者名及び全参加者の評価結果合計点数

11 契約事項

「武雄市市有財産売却（又は譲渡）決定通知書」（様式第11号）を受けた者（買受人又は譲受人）は、通知の日から5日以内に契約を締結しなければならない。期間内に契約の締結をしないときには市有財産売却（又は譲渡）決定が取消しとなる。

12 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は申し込みを無効とする。
- (2) 本プロポーザル参加の申し込みに係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の著作権は事業者に帰属するが、提出された企画提案書については、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、武雄市情報公開条例（平成18年武雄市条例第12号）に基づき公開する。
- (5) その他の留意事項等については応募要領を参照すること。

13 問い合わせ先

住所 : 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

担当部署 : 総務部財政課資産活用係

電話 : 0954-23-9320

FAX : 0954-23-3816

メールアドレス : zaisei@city.takeo.lg.jp